

令和3年1月11日以降、国土交通省に認められた学校・学科 (管工事施工管理)

(受験の手引 別冊「指定学科・専修学校等一覧」作成後に認められたもの)

1. 学校により個別に指定学科に準ずると認められている学科
2. 大学・短期大学指定学科卒業同等と認められている学校・学科
3. 専修学校等で指定学科と認められている学校・学科
4. 職業訓練施設で指定学科と認められているもの
5. 職業訓練施設で実務経験として認められているもの

◆注意

- ① 学校区分ごとに追加となった学校・学科を乗せてありますが、追加となった学校・学科がない場合は「-」と記してあります。
- ② コース・講座・専攻等の記載がある学科は、該当のコース・講座・専攻等が記載された、「卒業証明書」が必要です。
- ③ ※印が付いている学科は履修条件があり、「卒業証明書」のほかに履修科目及び単位数が確認できる証明書(成績証明書など)が必要です。ご自身の履修科目・取得単位数が履修条件を満たすかを確認した上でお申し込みください。履修条件を満たさない方は、「指定学科以外」の卒業扱いとなります。

1. 学校により個別に指定学科に準ずると認められている学科

学 校 名	学 科 名		学 科 コード
<b>大 学 (学校コード「1」)</b>			
う 宇都宮大学	農業環境工学科 水土環境工学コース(平成25年度の入学者)		①
お 大分大学	創生工学科 建築学コース(平成29年度以降の入学者)		⑥
大阪産業大学	電子情報通信工学科	(平成18年度～平成21年度の入学者) ※	④
		電子情報通信コース(平成22年度～平成29年度の入学者) ※	④
		電子情報工学コース(平成30年度以降の入学者) ※	④
		電気電子工学コース(平成30年度以降の入学者) ※	④
		教員免許状取得支援コース(平成22年度～平成29年度の入学者) ※	④
		自然エネルギーコース(平成24年度以降の入学者) ※	④
		ゆめ育むコース(平成22年度～平成23年度の入学者) ※	④
大阪府立大学	電気情報システム工学科(平成17年度～平成23年度の入学者)		④
か 神奈川工科大学	ホームエレクトロニクス開発学科	電気電子特別専攻(令和元年度以降の入学者)	④
		健康スポーツコース(令和元年度以降の入学者)	④
		教員養成コース(令和元年度以降の入学者)	④
関西国際大学	総合社会学科(令和2年度以降の入学者)		⑥
き 畿央大学	人間環境デザイン学科(令和3年度以降の入学者) ※		⑥
北見工業大学	地球環境工学科 環境防災工学コース(平成29年度以降の卒業生)		①
	地球環境工学科 地域マネジメント工学コース(基盤コース:環境防災工学コース) ※		
	地域環境工学科 環境防災工学コース(令和3年度以降の入学者) ※		
	未来デザイン工学科 社会インフラ工学コース(平成29年度以降の卒業生)		
	地域未来デザイン工学科 地域マネジメント工学コース(基盤コース:社会インフラ工学コース) ※		
	地域未来デザイン工学科 社会インフラ工学コース(令和3年度以降の入学者) ※		
九州工業大学	機械知能工学科(令和2年度以降の入学者) ※		⑤
京都芸術大学	通信教育部 デザイン科 建築デザインコース		⑥

近畿大学	医用工学科(平成26年度以降の入学者) ※	④	
	システム生命科学科(平成22年度～平成28年度の入学者) ※	④	
	電子システム情報工学科(平成5年度～21年度の入学者) ※	④	
	機械制御工学科(平成5年度～14年度の入学者) ※	⑤	
	基礎機械工学科(平成9年度～14年度の入学者) ※	⑤	
	生体機械工学科(平成15年度～平成21年度の入学者) ※	⑤	
	生命情報工学科(平成29年度以降の入学者) ※	⑤	
	知能システム工学科(平成15年度の入学者)	⑤	
	知能システム工学科(平成16年度～平成21年度の入学者) ※	⑤	
	人間環境デザイン工学科(平成29年度以降の入学者) ※	⑤	
	人間工学科(平成22年度～平成28年度の入学者) ※	⑤	
く 群馬県立利根実業高等学校	創生工学科 土木コース(令和3年度以降の入学者)	①	
ち 千葉大学	総合工学科 都市環境システムコース(平成29年度以降の入学者) ※	②	
と	東北文化学園大学	建築環境学科(平成28年度～令和元年度の入学者) ※	⑥
	富山県立大学	環境・社会基盤工学科(平成29年度の入学者) ※	①
	富山大学	芸術文化学科(令和3年度以降の入学者) ※	⑥
な	長岡技術科学大学	環境社会基盤工学課程(令和3年度以降の入学者) ※	①
		機械システム工学課程	⑤
		機械創造工学課程	
		創造設計工学課程	
<b>短期大学 (学校コード「3」)</b>			
-	-	-	
<b>高等専門学校(5年制以上) (学校コード「4」)</b>			
き	岐阜工業高等専門学校	同校 環境都市工学科・土木工学科・建築学科・機械工学科のいずれかを卒業後 専攻科先端融合開発専攻を修了した者	① ④
<b>高等学校 (学校コード「6」)</b>			
い	茨城県立つくば工科高等学校	建築技術科(平成26年度以降の入学者)	⑥
ひ	兵庫県立上郡高等学校	地域環境科(土地改良類型)	①
み	宮城県立都城工業高等学校	インテリア科	⑥
	宮城県立宮崎工業高等学校	生産システム科	⑤
や	山口県立小野田工業高等学校	情報科学科	④
<b>中等教育学校(中高一貫6年) (学校コード「6」)</b>			
-	-	-	

## 2. 大学・短期大学指定学科卒業同等と認められている学校・学科

学 校 名	学 科 名	学 科 コード	
<b>高等専門学校 専攻科 大学卒業と同等以上と認められている学校・学科 (学校コード「1」)</b>			
あ	専攻科 創造技術システム工学専攻	建設システムコース卒業生(平成25年度に同校「建設システム工学科」に入学し卒業した者で平成31年度以降に当該専攻科に入学した者)	①
		建設システムコース卒業生(平成26年度に同校「創造技術工学科建設コース」に入学し卒業した者で平成31年度以降に当該専攻科に入学した者)	①
く	熊本デザイン専門学校	建築・インテリアデザイン科 (平成27年度以降の入学者)	⑥

ま	舞鶴工業高等専門学校	専攻科 総合システム工学専攻	電気電子システム工学コース(令和2年度以降の入学者) 「舞鶴工業高等専門学校 電気情報工学科」を修了した者	④
			電気電子システム工学コース(令和2年度以降の入学者) 「舞鶴工業高等専門学校 電子制御工学科」を修了した者	④
			電気電子システム工学コース(令和2年度以降の入学者) (高等専門学校で「電気工学に関する学科」を修了した者) ※	④
			機械制御システム工学コース(令和2年度以降の入学者) 「舞鶴工業高等専門学校 機械工学科」を修了した者	⑤
			機械制御システム工学コース(令和2年度以降の入学者) 「舞鶴工業高等専門学校 電子制御工学科」を修了した者	⑤
			機械制御システム工学コース(令和2年度以降の入学者) (高等専門学校で「機械工学に関する学科」を修了した者) ※	⑤
			建設工学コース(令和2年度以降の入学者) 「舞鶴工業高等専門学校 建設システム工学科都市環境コース」を修了した者	①
			建設工学コース(令和2年度以降の入学者) 「舞鶴工業高等専門学校 建設システム工学科都市建築コース」を修了した者	①
			建設工学コース(令和2年度以降の入学者) (高等専門学校で「土木工学に関する学科」を修了した者) ※	①
<b>高等学校 専攻科 短期大学卒業と同等以上と認められている学校・学科 (学校コード「3」)</b>				
と	富山高等専門学校	電気制御システム工学科(平成22年度以降の入学者)		④

### 3. 専修学校等で指定学科と認められている学校・学科

学 校 名	学 科 名	学 科 コード	
<b>大学卒業と同等以上と認められている学校・学科 (学校コード「1」)</b>			
—	—	—	
<b>短期大学卒業と同等以上と認められている学校・学科 (学校コード「3」)</b>			
と	東京デザイナー学院	住宅デザイン専攻(平成24年度以降の入学者)	⑥
に	日本電子専門学校	電気工学科 昼間部	④
		電気工学科 夜間部	④
ふ	福岡建設専門学校	工業専門課程 昼間部 土木科昼間	①
		工業専門課程 夜間部 土木科夜間	①
		工業専門課程 昼間部 建築科昼間	⑥
		工業専門課程 夜間部 建築科夜間	⑥
<b>高等学校卒業と同等以上と認められている学校・学科 (学校コード「7」)</b>			
—	—	—	

### 4. 職業訓練施設で指定学科と認められているもの

施 設 名	訓 練 課 程 ・ 訓 練 科	学 科 コード	
<b>職業訓練施設 大学卒業と同等以上と認められている訓練課程・訓練科 (学校コード「1」)</b>			
—	—	—	
<b>職業訓練施設 短期大学卒業と同等以上と認められている訓練課程・訓練科 (学校コード「3」)</b>			
え	江刺高等職業訓練校	普通課程 配管科(平成29年度以降の入学者)	③

※ 該当する職業訓練を修了された方は、「修了証明書」が必要です。

### 5. 職業訓練施設で実務経験として認められているもの

施 設 名	訓 練 課 程 ・ 訓 練 科	訓 練 期 間 ☆	
し	静岡県立浜松技術専門校	普通課程 設備施工系 配管科	1年

※ 訓練期間のうち実務経験年数に算入可能なのは、受験資格に必要な実務経験年数の3分の2までです。

※ 1. ～4. に該当する指定学科を卒業(修了)した方も、5. に該当する訓練施設を修了した場合は、その期間を実務経験に算入することができます。

※ 「修了証明書」が必要です。「修了証明書」が発行されない訓練施設は、「修了証書の写し」を提出してください。